

区役所新庁舎第2期工事完了に伴い部署が移転します

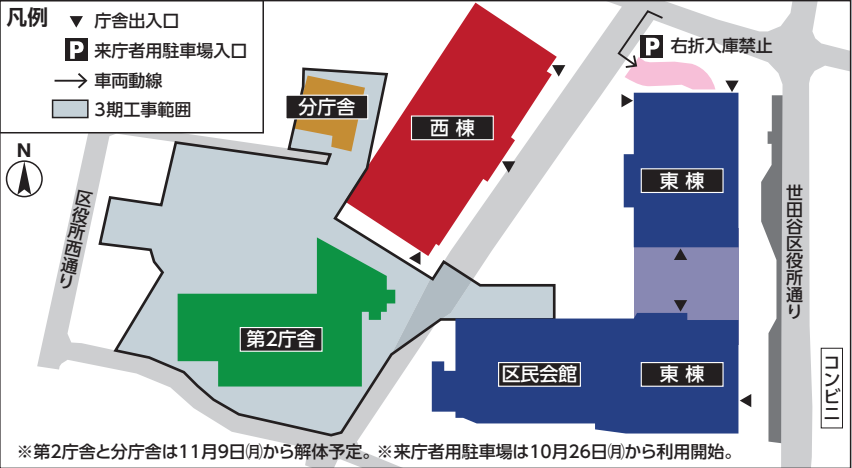
9月から12月にかけて、部署(窓口)の移転を行います。二子玉川分庁舎からの移転については、11月頃にお知らせします。

移転部署	現在地	移転先	移転先での業務開始日
政策企画課、官民連携・行政手法改革担当課、ふるさと納税対策担当課、財政課、広報広聴課	東棟4階	東棟3階	9月24日(休)
住宅課、居住支援課	西棟1階	東棟4階	9月28日(月)
学校健康推進課、施設計画課、施設整備課		西棟5階	
世田谷総合支所地域振興課	西棟2階	西棟1階	
世田谷総合支所街づくり課		東棟4階	
庁舎管理担当課、庁舎建設担当課		東棟5階	
子ども・若者支援課(事業担当)、子ども家庭課	西棟3階	西棟3階 ※フロア内で移転。	10月5日(月)
スポーツ推進課		西棟5階	
地域行政課、住民記録・戸籍課	西棟4階	西棟5階	
世田谷総合支所くみん窓口(区民課)	第2庁舎1階	西棟1階	10月13日(火)
保健福祉政策課、保健医療福祉推進課、国保・年金課、保険料収納課	第2庁舎2階	西棟2階	
国保・年金課(後期高齢者医療、特定健診係)	第2庁舎3階		
生活福祉課	第2庁舎5階		
区政情報センター	第2庁舎4階	東棟1階	10月14日(水)
課税課、納税課	第2庁舎1階	東棟2階	10月19日(月)
子ども・若者支援課、児童課、保育課、保育認定・調整課	第2庁舎2階	西棟3階	
世田谷総合支所生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課	第2庁舎3階		

問 庁舎管理担当課 ☎5432-2088 FAX5432-3006

移転部署	現在地	移転先	移転先での業務開始日
人事課、職員厚生課	東棟5階	東棟3階	10月26日(月)
障害施策推進課、障害者地域生活課、 障害保健福祉課	第2庁舎3階	西棟4階	
介護保険課	分庁舎1階・2階		
高齢福祉課、介護予防・地域支援課	分庁舎3階		
休日・時間外受付窓口	第2庁舎地下1階	東棟地下1階	11月1日(日)
用地課	第2庁舎5階	東棟5階	11月2日(月)
学務課		西棟5階	
総務課、区政情報課	東棟4階	東棟3階	11月9日(月)
DX推進担当課	事務センター1階	東棟3階	11月16日(月)

●庁舎配置図(11月9日(月)以降)



国民健康保険に加入されている方へ～医療を受けるときのご案内・保険料の相談～

医療を受けるときはマイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用)や資格確認書等をご提示ください

マイナ保険証や資格確認書等を提示し、保険医療機関等を受診して支払う一部負担金は、医療費の3割(または2割)ですが、提示しない場合は、全額自己負担になります。

ただし、急病等でやむをえない理由があると認められた場合は、後日、病名と診療内容の記載がある診療報酬明細書と領収書を添付して申請していただくことで、保険医療費の7割(または8割)を支給します。



■国保加入者の出産に一時金を支給します

国保加入者が出産したとき、出産育児一時金を支給します。妊娠85日以上であれば、死産・流産・人工妊娠中絶(医師等の証明が必要)の場合も支給します。
※職場の健康保険等に1年以上本人として加入していた方が退職後6か月以内に産出した場合は、職場の健康保険等から支給される場合がありますので、以前加入していた健康保険組合等にご確認ください。

■国保が適用されない場合があります

仕事上での病気やケガは、労災保険が優先となります。また、罪を犯したときや故意によるもの・けんか・泥酔等による病気やケガは、国保の給付を受けられません。

■交通事故や傷害事件等の治療で国保を使うとき

必ず事前に 国保・年金課保険給付へ連絡し、届出を行ってください。

■整骨院・接骨院(柔道整復)の正しいかかり方

整骨院や接骨院では、医療機関とは異なり、医療保険で受けられる施術の範囲が定められており、次のとおりマイナ保険証や資格確認書等が「使える場合」と「使えない場合」があります。

◆マイナ保険証や資格確認書等が「使える」場合

(原因がはっきりしている骨・筋肉・関節のケガや痛み)

- 急性等の外傷性の打撲、捻挫、肉離れ
- 脱臼・骨折(不全骨折(ひび)を含む)
※脱臼・骨折は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

◆マイナ保険証や資格確認書等が「使えない」場合(病気や原因不明の痛み等)

- 日常生活からくる単なる肩こりや腰痛等の筋肉疲労
- 内科的原因による疾患・脳疾患後遺症等による症状
- 症状の改善が見られない長期の施術
- 労災保険等が適用される負傷等
- 同じ負傷を保険医療機関で治療中のとき

◆治療を受けるときの注意

- 医療保険の適用は、治療を目的とした場合のみです。負傷の原因(いつ、どこで、何をして、どんな症状か)を正確に伝えましょう。
- 柔道整復師が患者に代わって保険請求を行う場合は、療養費支給申請書の内容(負傷原因・負傷名・日数・金額)をよく確認したうえで、受取代理人欄(住所・氏名・委任年月日)に患者本人が記入してください。なお、手首の負傷等により自筆できない場合は代筆も可能ですが、その場合は押印が必要です。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的な要因等も考えられます。医師の診察を受けてみることも必要な場合があります。
- 窓口支払いの領収証は、大切に保管してください。

産前産後期間相当分の保険料を免除します

対 国保加入者で出産予定の方・出産した方

※「出産」とは、妊娠85以上の分娩をいい、死産・流産・早産・人工妊娠中絶の場合を含みます。

免除期間／出産(予定)日が属する月の前月から出産(予定)日が属する月の翌々月までの計4か月間

※多胎妊娠の場合、出産(予定)日が属する月の3か月前から出産(予定)日が属する月の翌々月までの計6か月間。

問 国保・年金課資格賦課 ☎5432-2331 FAX5432-3038

医療機関等を受診の際はマイナ保険証をご利用ください

●より良い医療を受けることができます

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

●限度額適用認定証の申請が省略できます

限度額適用認定証がなくても、医療費の負担が自己負担限度額までとなります。

問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(平日=午前9時30分～午後8時、土・日曜、祝・休日は午前9時30分～午後5時30分)

国民健康保険料の納付が困難な方の相談をお受けします

保険料は納期限までにお支払いください。失業や病気等の事情により、納期限までのお支払いが困難な場合には、今後の納付計画のご相談をお受けしますので、お問い合わせください。

問 保険料収納課徴収推進 ☎5432-2343 FAX5432-3038

国民健康保険料の還付に関する詐欺にご注意ください

区の職員が、電話で還付金の受け取りのためにATMの操作をお願いしたり、自宅を訪れ、キャッシュカードを預かったりすることは絶対にありません。保険料のお支払いは、原則口座振替をお願いします(特別徴収(年金天引き)世帯を除く)。還付金が発生した際も、その口座に振り込まれるので安心です。

問 保険料収納課収納係 ☎5432-2339 FAX5432-3038

他 保険医療費の請求には時効があります。詳しくは、お問い合わせください。

問 国保・年金課保険給付 ☎5432-2349 FAX5432-3038